

郵政省郵政省 電気通信局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 御中

「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書（案）」に対する弊社の意見

平成 12 年 6 月 12 日
イー・アクセス株式会社
代表取締役社長 千本 倅生

1. はじめに

「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書（案）」に対して、弊社が意見を述べさせていただく機会を与えていただきましたことに感謝の意を表します。また、DSLサービス導入に向けたMDF接続に関する技術的課題及び高速デジタルアクセス技術に関する技術的諸問題等について検討するため、昨年8月に発足された「高速デジタルアクセス技術に関する研究会」の方々のご尽力、積極的な方針策定等に対して、敬意を表します。

昨今のインターネットの普及・浸透に伴い、高速アクセスへの消費者の要望は顕著であり、とりわけ低廉な価格にて、しかも短期間に高速アクセスを実現するDSLサービスへの期待が高まっております。DSLサービスを開始した弊社への問い合わせにおいても、実にその90%がサービス提供地域の拡大予定・サービス開始予定であることから、今回の報告書及び報告書内容の迅速・適切な実現による消費者便益の向上が大いに期待されるところであります。

以下、「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書（案）」（以下、「報告書案」とします。）に対する弊社の意見を述べさせていただきます。

2. スペクトラムマネージメントについて

今回の報告書案では、「スペクトラムマネージメントを検討するための新たな常設の場の設置」が初めて記述されております。スペクトラムマネージメントを検討する場の設置については、昨年12月からのDSL試験サービスにおいて特段の問題が発生していないことを前提とし、今後のDSL回線数の増加や新たなDSL方式等の導入による大きな信号漏洩等が発生する可能性があることを想定し設置されるものと理解しております。しかし、スペクトラムマネージメントの概念自体が

馴染みの薄いこと、及び当該事項を検討する場においてDSLサービス等の普及を望まない事業者の恣意的な対応等を避ける意味からも、以下の措置を要望いたします。

- ・スペクトラムマネージメントの概念の明確化
- ・スペクトラムマネージメントを検討する場の公平性、透明性の確保
- ・スペクトラムマネージメントの原則を決定するプロセスにおける公平性、透明性の確保
- ・今後の需要の動向、技術進歩、及び公正有効競争の確保等を考慮に入れたスペクトラムマネージメントの再検討及び原則の見直し

なお、スペクトラムマネージメントの原則の策定が、DSLサービスの展開、DSL技術の開発の妨げにならないことを当該策定にあたっての前提とすることを強く要望いたします。

3．メタル線の残置への要望について

DSLサービスは、既存のインフラの利用し、低廉な価格、短い期間にて消費者に高速インターネットアクセスを提供するものであり、当面の需要に十分応えるものであります。従って、光ファイバ化を推進し、DSLサービスのインフラを為すメタル線を撤去することは、まず今後の需要動向に十分留意しながら進めるべきであると考えます。更に、光ファイバ化は、そのままメタル線の撤去を意味するものでないことから、光ファイバ化の推進の一方で、高速アクセスも可能であるメタル線は残置すべきであり、光ファイバ化の推進にあたっては、老朽化等の場合を除きメタル線の残置が可能となることから実施すべきであると考えます。メタル線を残置することは、展開しつつあるDSLサービスの普及を妨げないためにも必要であると考えます。

なお、シンガポールにおいては、DSLサービスにより消費者の要望である高速アクセスが実現できるものとして、光ファイバ化を凍結していることを申し添えます。

4．公平性の担保について

東西NTTは一方でDSLサービスや類似のIP常時接続サービスなどを提供しつつ、競合相手である接続事業者のコロケーションやMDF接続工事などを提供しています。そのため、公平性に欠く取扱いがあれば公正有効競争が機能せず、結果的に消費者が損害をこうむることになります。

報告書案では、MDF接続工事における公平性の問題については以下のような記述がされていません。

第3章第2節4．DSLサービスの提供にあたっての公平性の確保について

- (1) 接続事業者がMDF等での接続によりDSLサービスを提供する場合、

東西NTTが接続事業者に対して故意に芯線の収容環境を悪化させる等の公平性に欠く対応があってはならない。

(2) こうした観点から、公平性の確保の状況を数値データにより他事業者の状況と簡単に比較ができること、またデータの作成に必要な以上の費用や手間をかけずにできる方法として、表3-2-1に示すようなデータを郵政省のホームページ等で毎月ごとに公表すべきである。

(3) なお、東西NTT及び接続事業者は、上記データの公開のため、郵政省に対して毎月必要なデータを報告すべきである。

情報を一般に開示し、接続事業者や消費者が支配的事業者の行動を常にチェックする環境を整えることにより、支配的事業者の公平性を担保することは大変有効であり、評価致します。

このような手法をコロケーションにおける公平性の担保にも活用していただきたいと思います。具体的には下記のような情報を同様に公表していただくことを要望いたします。

	A 収容局	B 収容局	……
他事業者接続実績	$\frac{\text{接続事業者数}}{\text{接続要望事業者数}} \times 100$	………	
NTT 1種DSL提供		×	
NTT IP接続提供		×	

このような情報を開示いただくことにより、東西NTTが自らのサービス提供のための工事と他事業者が提供する競合サービスのためのコロケーション工事を公平に取り扱っているかどうかを接続事業者や消費者がチェックできるだけでなく、消費者にとってもどのようなサービスが選択できるかを判断する情報となり、インターネット常時接続への関心を喚起すると考えます。

5. その他の弊社意見について

上記以外の弊社意見等は、別紙のとおりです。

以上